

人右は今般蝦夷地一體上地被仰出候に付、御旗本御家人の内、風寒暑濕を厭はず、山野を跋渉し、骨骸を固め、文武の修練心懸候者共相願候へば、元身分に應じ、在任被仰付候間、名前早々取調べ可申聞候、且万石以上以下の家來主人見込の者も有之候は、是又被差遣候間、書面の者共、何れも荒地開發、野馬牧牛の養を始として、食料藥用に充べき生類育方、金銀銅鐵鉛山田畑巨材薪柴伐出し、草木類植付、石炭掘取、器具製作、採藥鯨漁、何に寄す出產相成候類並港付等の場所へ休泊所茶店取立度存候者は、望に任せ被差遣候尤も其品に應じ、御手當をも可被下、猶又御國益にも相成り、格別出精の廉顯れ候者は、篤と事實相糺し、士人の身分に御取立、農工商の輩は、地所家宅等相渡し、其上御賞賜御手當等も有之候條、右之趣相心得、有志の者は其筋迄可願出候、猶委細の儀は、箱館奉行へ可承合候、

〔嘉永明治年間錄八〕安政六年九月二十七日、蝦夷地開拓守衛ヲ、奥羽兩國ノ諸侯ニ命ズ、

松平肥後守

蝦夷地開發守衛の儀當節の時勢專要の事に付、別段の譯を以て、蝦夷地の内割合領分被成下候、松平陸奥守、佐竹右京大夫、酒井左衛門尉、同様被仰付候間、諸事申談じ、一同入精專開發等、格別行届候様可被取計候、内海御警衛の儀は、御免被成候、且又南部美濃守、津輕土佐守持場の儀は、只今迄の通り相心得陣屋有之場所にて、相應の地所被下候間、是又申談じ、一同入精相勵可申旨被仰出之候、

松平陸奥守

同文言、松平肥後守、佐竹右京大夫、酒井左衛門尉へも同様被仰付候間、右同斷可被取計候、尤も函館表松前地へ警衛向の儀は、是迄の通可被相心得候、且又南部美濃守、津輕土佐守持場の儀は、右同文言略之、